

## 「食品衛生学雑誌」掲載論文の著作権行使委託のお願い

日本食品衛生学会の学術誌「食品衛生学雑誌」が刊行されております。学術誌の電子公開については、第41巻第2号(2000年)以降の既発行号および新規発行号の論文全文を(独)科学技術振興機構(以下、JST)が提供する技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)で広く一般に無料で公開または公開予定しております。「食品衛生学雑誌」では、第34巻第1号(1993年)以降に刊行された著作物については、投稿規定で著作権は日本食品衛生学会に帰属することを明記しておりますが、これ以前の投稿規定には著作権に関わる記載をしておりません。

今回、食品衛生学雑誌がJSTの平成20年度電子アーカイブ事業(journal@rchive)の対象誌に採択されました。これを受けて、1960年の創刊号から第41巻第1号(2000年)までの過去刊行分の論文記事を電子データ化し、JSTが運用している電子アーカイブサイトで公開する作業を進めております。本学会では、この電子アーカイブ化とその公開を、日本の食品衛生学の研究成果とその変遷を広く普及するために必要かつ最も有効な手段の一つと判断し、積極的に実施するものです。

各論文記事を電子公開するにあたっては、本学会に著作権(複製権、公衆送信権を含む)の帰属がなされていない創刊号(1960年)から第33巻第6号(1992年)までの各論文記事については、著者の許諾が前提となります。

そこで、本学会では、1992年以前に食品衛生学雑誌に掲載された刊行物について、著作権のうち複製権、公衆送信権の行使を著作権者(著者または相続権を持つご遺族の方)から当学会に委託願うことにいたしました。以下の事項について、なにとぞご承諾いただきますようお願いいたします。

### 対象とする論文記事

食品衛生学雑誌 創刊号(1960年)～第33巻第6号(1992年)に掲載された投稿論文および学会から依頼した記事

### 委託をお願いする著作権

1. 著作権(著作権法第21条～28条)のうち複製権(著作権法第21条)と公衆通信権(著作権法第23条)の権利を当学会が行使すること
2. 学術目的のために第三者に複製権と公衆通信権の権利を行使させること

この扱いにつきましてご異議などございましたら、2009年5月29日(金)までに下記連絡先までお申し出いただきたく存じます。本件についてご承諾いただけないとお申し出のあった論文記事については、JSTの電子アーカイブ事業による公開の対象とはいたしません。お申し出のなかった論文記事については、学術普及の精神に鑑みてご承諾いただいたものとして電子アーカイブ事業で公開させていただきます。

なお、お申し出期限以降であっても、電子アーカイブ事業での公開を希望されない旨のお申し出があれば、その時点で可能な限り速やかに当該論文の公開を中止いたします。

食品衛生学雑誌の電子アーカイブ化と電子公開へのご理解とご協力をお願いいたします。

連絡先 : 〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 2-6-1 食品衛生センター内

社団法人 日本食品衛生学会事務局

E-mail : shokueishi@foodhyg.or.jp

Fax : 03-3470-2975

学会ホームページ : <http://www.shokuhineisei.jp>